

# 資 産 管 理 規 程

平成23年4月18日制定

## (目的)

第1条 この規程は、定款第37条の定めに基づき、本会の資産管理について必要な事項を定め、本会の適正な業務運営を図ることを目的とする。

## (資産の種類)

第2条 この規程により管理される資産は、次のとおりとする。

- (1) 現金、預金
- (2) 有価証券

## (権限・責務)

第3条 前条の管理については会長が行い、会長は、本会の健全経営に係る責務を負う。

2 会長は、資産管理についての業務を、資産管理者として専務理事に行わせることができる。

3 資産管理者は、善良なる管理者の注意を以て資産管理に係る業務を行うとともに、資産管理状況を会長に報告する責務を負い、懸念される事由が発生した場合は、会長の指示に従い対処しなければならない。

## (監事の職務)

第4条 監事は、毎年監査を実施し、監査結果を定時総会に報告しなければならない。

## 附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。